

議案第 79 号

大野市民間保育所等電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱の一部
改正について

令和 6 年 12 月 24 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

民間の保育所及び幼保連携型認定こども園に対し、電気料金の高騰分を一部補助する期間を拡大するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市民間保育所等電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱（令和 6 年教委告示第 28 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 12 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（補助対象経費） 第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、<u>次の各号に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を差し引いた額を補助対象経費とする。</u> <u>(1) 民間保育所等の令和 6 年 4 月から同年 5 月までの使用に係る電気料金の合計額と令和 3 年度の同期間の電気料金の合計額との差額</u> <u>(2) 民間保育所等の令和 6 年 8 月から同年 10 月までの使用に係る電気料金の合計額と令和 3 年度の同期間の</u>	（補助対象経費） 第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、<u>民間保育所等の令和 6 年 4 月から令和 6 年 5 月までの使用に係る電気料金の合計額と令和 3 年の同期間の使用に係る電気料金の合計額との差額とする。ただし、補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を差し引いた額を補助対象経費とする。</u>

電気料金の合計額との差額

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、次の各号に掲げる額を上限とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 高压の契約電力を締結している民間保育所等

ア 令和6年4月から同年5月に係る補助上限額

340円に令和6年4月1日時点の利用定員数を乗じた額

イ 令和6年8月から同年10月に係る補助上限額

1,380円に令和6年4月1日時点の利用定員数を乗じた額

(2) 低压の契約電力を締結している民間保育所等

ア 令和6年4月から同年5月に係る補助上限額

120円に令和6年4月1日時点の利用定員数を乗じた額

イ 令和6年8月から同年10月に係る補助上限額

1,160円に令和6年4月1日時点の利用定員数を乗じた額

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、次の各号に掲げる額を上限とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 高压の契約電力を締結している民間保育所等 340円に令和6年4月1日時点の利用定員数を乗じた額

(2) 低压の契約電力を締結している民間保育所等 120円に令和6年4月1日時点の利用定員数を乗じた額

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を、令和6年7月31日までに市長に提出

(1)～(3) 略 (4) <u>第3条の各号に掲げる期間の電気料金を証する書類の写し</u> 附 則 (施行期日) 1 (略) (この要綱の失効) 2 この要綱は、<u>令和7年4月30日</u>限り、その効力を失う。ただし、第7条に定める事項については、同日後もなおその効力を有する。	しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>令和6年4月から令和6年5月までの使用に係る電気料金及び令和3年の同期間の使用に係る電気料金を証する書類の写し</u> 附 則 (施行期日) 1 (略) (この要綱の失効) 2 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第7条に定める事項については、同日後もなおその効力を有する。
---	--

附 則

この要綱は、令和6年12月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。